

岩手県監査委員告示第15号

監査結果の公表（平成20年監査委員告示第9号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年4月4日

岩手県監査委員 中 平 均
岩手県監査委員 工 藤 勝 子
岩手県監査委員 菊 池 武 利
岩手県監査委員 谷 地 信 子

1（1） 監査対象機関名 岩手県立花泉高等学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成19年11月28日

イ 本監査実施日 平成20年1月23日

（3） 監査結果の公表の日 平成20年3月7日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、旅行完了後相当期間経過してから支給しているものが2件183,694円、支給すべき金額より多く支給しているものが1件16,834円、移転を証する書類が添付されていないものが3件あったので適正な事務の執行に努められたい。	支給時期が遅延した赴任旅費については、平成19年11月22日に支給し、支給すべき金額より多く支給していたものについては、平成19年12月13日に返納の事務処理を完了した。 また、移転を証する書類が添付されていなかったものについては、移転を証する書類を添付した。 今後は、チェック体制の一層の強化を図り、再発防止に努める。

2（1） 監査対象機関名 岩手県大船渡農業高等学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成19年11月13日

イ 本監査実施日 平成20年1月9日

（3） 監査結果の公表の日 平成20年3月7日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
扶養手当及び期末手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、37,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より少なく支給していた扶養手当及び期末手当については、平成19年12月17日に追給した。 今後は、チェック体制の一層の強化を図り、再発防止に努める。